

仙台市農業園芸センターの再整備の基本方針について

平成 25 年 5 月 21 日
経 済 局

東日本大震災により大きな被害を受けた仙台市農業園芸センター（以下「センター」という。）について、本市震災復興計画において掲げた、力強く農業を再生する「農と食のフロンティア」の支援拠点施設として、東部地域の復興及び本市の農業振興に資するとともに、市民と農業との新たな関わり方を発信するため、再整備の基本方針に基づきその機能並びに運営方法を見直し、民間活力の導入により再整備する。

1. 再整備の基本方針（参照：資料 6 - 2）

「農と食のフロンティア」においては、東部地域を「大規模複合経営体育成エリア」と、「先端技術経営モデル育成エリア」の 2 つのエリアに区分けし、農業復興を目指すこととし、センターをその支援拠点施設と位置付ける。

(1) 拠点に求める施設機能

支援拠点機能として「収益性の高い農業推進支援拠点」の機能と、これまでの役割を継承した「農と触れ合う交流拠点」の機能を持たせるものとし、施設を大きく 2 つのエリアに区分して各機能を配置する。

① 「収益性の高い農業推進支援拠点」

6 次産業化や複合経営等に向けた研修機能や、施設園芸、加工施設等の設置・運営による展示機能を配置し、人材育成や情報発信による収益性の高い農業推進の支援を行う。

② 「農と触れ合う交流拠点」

市民農園や直売所、広場、レストラン等を設置するとともに、各種行事の開催等により集客を図り、市民が農に触れ、農業者と交流する場としての機能を強化する。大温室は、維持管理コストが大きく、特殊な建物で転用ができず求める機能にも適さないため撤去し、跡地活用を図る。

(2) 整備・運営手法

① 民間活力の導入

- ・ 専門的なノウハウの活用や市場ニーズの適確な把握による農業振興の推進、また迅速で効率的な事業運営を行う必要があるため、民間活力の導入による整備・運営を図る。
- ・ 事業者の選定にあたっては、事業内容等について公募によるプロポーザルを実施する。
- ・ 施設整備は原則として民間事業者が主体となって整備・運営することとし、センターの果たすべき機能が最大限に発揮されるよう、本市としてもモニタリングの仕組みを整備するなど適切に関与していく。
- ・ 敷地等は事業者に貸与することを基本とする。

②プロポーザルの選定方針

- ・支援機能・公共的機能と収益性を同時に達成できる整備・運営方法の提案を求める。
- ・選定にあたっては、外部有識者と庁内職員による委員会で評価を行うものとし、事業内容や運営方法の充実度、東部地域を含めた本市域への波及効果等を評価軸とする。

③整備期間中のセンターの取扱い

- ・工事を行っていない部分を開放し、採択事業者による一部サービスの提供を検討する。

2. 主な経過

平成 22 年 3 月	農業園芸センター(大温室)見直しの検討に着手(行財政改革プラン 2010)
平成 22 年 12 月	大温室の設備等の基礎調査
平成 23 年 3 月	東日本大震災発生
平成 23 年 11 月	仙台市震災復興計画策定
平成 24 年 3 月	農と食のフロンティア推進特区認定
平成 24 年 11 月	農業園芸センター再整備基本構想策定委員会を設置(5回会議開催)
平成 25 年 2 月	再整備に関する市民からの意見募集を実施
平成 25 年 2 月	市議会地域経済活性化調査特別委員会から再整備について提言
平成 25 年 3 月	農業園芸センター再整備基本構想策定委員会から再整備に向けての提案

3. 市民からの意見募集

- (1) 実施期間 平成 25 年 2 月 5 日～2 月 25 日
- (2) 実施方法 ファックス又はホームページによる応募
- (3) 応募状況 19 名から 83 件
(内訳) 全体に対する意見 7 件
収益性の高い農業推進支援拠点に対する意見 31 件
農と触れ合う交流拠点に対する意見 36 件
周辺施設との連携 4 件
その他 5 件
- (4) 主要な意見の概要及び対応
 - ・市が示したセンターの機能への否定的な意見はなく、賛同する意見が多い。
 - ・周辺施設との連携や閑散期の集客への指摘があったことから、それらを基本方針に反映した。
 - ・支援方法や集客方法等についての具体的なアイデアが多かったことから、今後民間事業者公募の参考事例として提示する予定である。

4. 今後の予定

- ・平成 25 年度 民間事業者の参入意向調査及び公募条件・評価基準の整備、公募の実施、民間事業者・再整備計画の決定
- ・平成 26 年度 既存施設の改修・撤去、新規施設の整備
- ・平成 27 年度 開所